

広島県告示第百五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十六年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十六年三月三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社内海潜水

竹原市忠海中町一丁目七番二〇号

代表取締役 梅林 秀峯

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第二七二一四号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

土木工事業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十
四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注二） 「民間工事」とは、上記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三） 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十六年三月十七日から平成二十六年三月十九日まで

五 処分の原因となつた事実

被処分者は、重要港湾尾道糸崎港港湾修築工事（松浜地区）の施工における労働災害の事件において、労働安全衛生法違反により尾道簡易裁判所から罰金二十万円の略式命令を受け、平成二十五年九月十四日にその刑が確定した。

また、同事件において、同者の役員は業務上過失致死、同者の職員は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により同裁判所からそれぞれ罰金三十万円の略式命令を受け、平成二十五年九月十四日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。